

6. おわりに

- 介護分野においては、経済危機対策（平成 21 年度補正予算案）において、介護機能強化と雇用の創出という観点から、3年間の措置として、介護職員の処遇を改善する事業者に対する助成、介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の拡大等を行うこととされた。
- これらの措置の3年後の取扱いについては、介護報酬改定を含む介護保険制度全体の見直しの中で検討されるべきものであるが、その際には、この報告書で示した内容が活用されるよう期待したい。
- さらに、今後、本報告書で示した「あるべき地域包括ケアの方向性」と「その姿を実現するために解決すべき課題」について、検討を深めるべきである。その上で、自治体ごとに、在宅医療を行う医療機関・訪問看護ステーション・訪問介護事業所・介護保険施設等、及びそこに働く人材・そのネットワーク等の地域資源を把握するとともに、必要とされる供給量を予測した上で、2025年に向けて、サービス基盤の整備を目的とした、ゴールドプランに匹敵する新たなプランの策定が求められる。